

財団法人簡易保険加入者協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、財団法人簡易保険加入者協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都港区に、従たる事務所を必要な地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、簡易保険加入者の会の使命遂行に協力して加入者共同の利益と福祉の増進を図ること、ラジオ体操の普及に寄与すること等を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 簡易生命保険に関する調査・研究及び講演会等の開催
- (2) ラジオ体操の普及推進
- (3) ラジオ体操連盟の事務処理
- (4) 簡易保険加入者の会の事務処理
- (5) 簡易保険加入者の会の構成員の相互救済
- (6) 簡易保険払込団体から委託された事務処理
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この会の資産は次に掲げるものとする。

- (1) 別紙財産目録に記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実及び事業から生ずる収益
- (3) 寄附金
- (4) その他の収益

(資産の種類)

第6条 この会の資産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

- 2 基本財産は、次のとおりとする。
 - (1) 別紙財産目録に記載の財産中基本財産と定めたもの
 - (2) 基本財産に編入することを条件として寄附を受けた財産
 - (3) 理事会において、基本財産に編入することを決定した財産
- 3 通常財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産)

第7条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。

ただし、この会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ総務大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

- 2 基本財産は、理事会の議決を経て、安全かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第1項の議決は、理事会において理事現在員数の、評議員会において評議員現在員数の、それぞれ3分の2以上の同意を得なければならない。

(経費の支弁)

第8条 この会の事業運営に要する費用は、通常財産をもって支弁する。

(予算等)

第9条 この会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の議決及び評議員会の承認を経て、会計年度開始前に総務大臣に届け出なければならない。

ただし、やむを得ない事情があるときは、年度開始後3か月以内に届け出るものとする。

- 2 前項の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類を年度中に変更する場合は、理事会の議決及び評議員会の承認を経て、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。

(暫定予算)

第9条の2 毎会計年度開始の日までに予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(決算等)

第10条 この会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受

け、理事会の議決及び評議員会の承認を経て、その会計年度終了後3か月以内に総務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度等)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 この会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第4章 役員、評議員等

(役員)

第12条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名

理 事 長 1名

副理事長 1名

専務理事 1名

理 事 12名以上20名以内（理事長、副理事長及び専務理事各1名を含む）

監 事 2名以内

2 副理事長は、理事会が必要と認めたときに置くことができる。

(役員を選任)

第12条の2 会長は、簡易生命保険加入者の利益を代表すると認められる者のうちから評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事のうちから理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、この会の活動に理解のある学識経験者その他適当と認められる者のうちから、評議員会において、選任する。

4 理事及び監事は、評議員を兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会の業務を総理する。

2 理事長は、この会を代表し、この会の業務を掌理し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、副理事長を補佐し、日常の業務を処理するとともに、副理事長に事故が

あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は、この会の業務を執行する。

6 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 5 9 条の職務を行う。

（役員任期）

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員解任）

第 15 条 役員に、職務上の義務違反その他役員たるに適しない行為があると認められる場合は、評議員会において、評議員現在員数の 3 分の 2 以上の同意を得て解任することができる。

（役員報酬）

第 16 条 役員は報酬を受けない。ただし、常勤の役員は、別に定めるところにより報酬を受けることができる。

（評議員）

第 17 条 この会に 2 2 名以上 2 7 名以内を置く。

2 評議員は、簡易生命保険加入者の利益を代表すると認められる者及び学識経験者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 評議員任期は、第 1 4 条の規定を準用する。

（顧問）

第 18 条 この会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

（職員）

第 19 条 この会に職員若干名を置く。

2 職員は理事長が任免する。

3 職員は理事の命を受けて事務に従事する。

第5章 会議

(種類)

第20条 この会の会議は、理事会及び評議員会とする。

(開催)

第21条 会議は、それぞれ毎年2回以上開催する。

(招集)

第22条 理事会及び評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事現在員数若しくは評議員現在員数の半数以上が連名をもって、又は監事が会議の目的である事項を示して会議の開催を請求したときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
- 3 理事長は、緊急又は軽微な事項については、書面による表決をもって会議の開催に代えることができる。

(定足数)

- 第23条 会議は、それぞれ理事現在員数の3分の2以上又は評議員現在員数の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 やむを得ない事由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合には出席したものとみなす。

(議決)

第24条 会議の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事又は評議員の過半数の議決による。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は理事長が当たる。
- 3 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、本会の業務の執行に関する必要な事項を審議決定する。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会)

第 26 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選による。

3 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

(1) この会の業務につき理事長に具申する意見及び理事長の諮問に対する答申

(2) その他理事長が必要と認めて付議した事項

4 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 27 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事現在員数の、評議員会において評議員現在員数の、それぞれ 3 分の 2 以上の多数で議決し総務大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第 28 条 この会を解散しようとするときは、理事会において理事現在員数の、評議員会において評議員現在員数の、それぞれ 4 分の 3 以上の多数で議決し総務大臣の許可を受けなければならない。

2 この会の解散に伴う残余財産の処分については、前条の規定を準用する。この場合において、「認可」とあるは、「許可」と読み替えるものとする。

附則

1 この会設立当初の理事は、次のとおりとし、その任期は設立後最初の評議員会終了までとする。

諸井 貫一

神保 林之助

久永 岩穂

2 この会の設立当初の会計年度は、第 11 条の規定にかかわらず設立の日から始まり、昭和 36 年 3 月 31 日までとする。

3 この寄附行為の変更は、郵政大臣の認可した日から施行する。

4 平成 11 年の寄附行為一部変更の際、現に役員である者の任期については、平成 11 年 7 月 31 日までとする。また、平成 11 年の寄附行為一部変更により新たに選任され

た理事の任期は、平成11年7月31日までとする。78

- 5 平成11年の寄附行為一部変更の際、現に評議員である者の任期の始期は、寄附行為一部変更が郵政大臣により認可された日からとする。

附則（平成13年7月30日認可）

この寄附行為の変更は、総務大臣の認可があった日から施行する。

附則（平成14年12月25日認可）

この寄附行為の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成15年3月12日認可）

この寄附行為の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成15年9月17日認可）

この寄附行為の変更は、平成15年9月24日から施行する。

附則（平成19年8月3日認可）

この寄附行為の変更は、平成19年8月1日から施行する。

附則（平成19年9月27日認可）

この寄附行為の変更は、平成19年10月1日から施行する。